

VI 平成29年に発出された主な通達

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

建設業労働災害防止協会会長 殿

基安発0310第3号 平成29年3月10日
厚生労働省労働基準局 安全衛生部長

実施要綱

1 趣旨

熱中症については、第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）において、重点とする健康確保・職業性疾病対策の一つとしてあげられており、平成20年から24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数（各期間中（5年間）の合計値）を20%以上減少させる、との目標が設定されているところである。これまで、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年、重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであるが、12次防期間中の発生件数は、平成29年1月現在の速報値で、平成20年から24年までの5年間の発生件数の95%に達し、あと1年を残して、12次防期間中の目標件数を上回る状況となっています。

このうち、平成28年における熱中症の発生状況は、死亡災害については対前年で大幅増加となった平成27年を下回り平成26年並みになりましたが、死傷災害については、平成27年と同程度となる見込みです。

2 期間

平成29年5月1日から9月30日までとする。

なお、4月を準備期間とし、政府全体の取組である熱中症予防強化月間の7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、建設業労働災害防止協会ほか災害防止団体等

4 以下（略）

詳しくは厚生労働省HPを参照してください。

熱中症の予防については、第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）において、重点とする健康確保・職業性疾病対策の一つとしてあげられており、平成20年から24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数（各期間中（5年間）の合計値）を20%以上減少させる、との目標が設定されているところである。

これまで、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年、重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであるが、12次防期間中の発生件数は、平成29年1月現在の速報値で、平成20年から24年までの5年間の発生件数の95%に達し、あと1年を残して、12次防期間中の目標件数を上回る状況となっています。

このうち、平成28年における熱中症の発生状況は、死亡災害については対前年で大幅増加となった平成27年を下回り平成26年並みになりましたが、死傷災害については、平成27年と同程度となる見込みです。

熱中症の予防のためには、その発症の評価指標となるWBGT値（暑さ指数）を測定し、その結果に基づき適切な措置を講じることが必要ですが、今般、簡易にWBGT値を測定できる「電子式湿球黒球温度（WBGT）指数計」について、その精度を担保するための日本工業規格が制定され、JIS B 7922として3月21日に公示される予定となっています。

このような状況を踏まえ、日本工業規格に準拠したWBGT測定器の普及を図り、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、厚生労働省と貴会が主唱者となり、関係省庁との連携の下、別添のとおり標記キャンペーンを実施することとしたところである。

厚生労働省におきましては、別添の7（1）の事項（略）について実施することとしておりますが、貴会におかれましても、別添の7（2）の事項（略）につきまして、実情に応じた効果的な手法により実施していただきますようお願いいたします。また、会員事業場等に対し、その御周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について

建設業労働災害防止協会会長 殿

基発0316第1号 国土専建第37号 平成29年3月16日
厚生労働省労働基準局長／国土交通省土地・建設産業局長

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）が平成28年12月16日に公布され、平成29年3月16日に施行されました。

同法は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めるものです。

同法の概要は下記のとおりであり、今後、政府としては、

同法第8条の規定に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

貴団体におかれましては、法の施行について会員等に周知いただくとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に向けた一層の取組と、国又は都道府県が実施する関連施策への御協力をお願い申し上げます。

第1 総則

1 目的（第1条関係）

この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とすること。

2 定義（第2条関係）

- (1) この法律において「建設工事」とは、建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいうこと。
- (2) この法律において「建設工事従事者」とは、建設工事に従事する者をいうこと。
- (3) この法律において「建設業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいうこと。
- (4) この法律において「建設業者等」とは、建設業者及び建設業法第27条の37に規定する建設業者団体をいうこと。

3 基本理念（第3条関係）

- (1) 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行われなければならないこと。
- (2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、このために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられることにより、行われなければならないこと。
- (3) 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られることを旨として、行われなければならないこと。
- (4) 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られることを旨として、行われなければならないこと。

4 国の責務（第4条関係）

国は、3の基本理念ののっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

5 都道府県の責務（第5条関係）

都道府県は、3の基本理念ののっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

6 建設業者等の責務（第6条関係）

建設業者等は、3の基本理念ののっとり、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずるとともに、国又は都道府県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策に協力する責務を有すること。

7 法制上の措置等（第7条関係）

政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

第2 基本計画等

1 基本計画（第8条関係）

- (1) 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下1及び2（1）において「基本計画」という。）を策定しなければならないこと。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
 - ② 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。
- (4) 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないこと。
- (5) 政府は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。
- (6) 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化を勘案し、並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこと。

2 都道府県計画（第9条関係）

- (1) 都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（2において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- (2) 都道府県は、都道府県計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

第3 基本的施策

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等（第10条関係）

国及び都道府県は、建設工事の請負契約において建設工事従事者の安全及び健康に十分配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これが確実に履行されるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 責任体制の明確化（第11条関係）

国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する責任体制の明確化に資するよう、建設工事に係

る下請関係の適正化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 建設工事の現場における措置の統一的な実施（第12条関係）

国及び都道府県は、建設工事の現場において、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する措置が統一的に講ぜられるよう、建設業者の間の連携の促進、当該現場における作業を行う全ての建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険関係の状況の把握の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 建設工事の現場の安全性の点検等（第13条関係）

- (1) 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る建設業者等による自主的な取組を促進するものとする。
- (2) 国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及並びに建設工事の安全な実施に資するとともに省力化及び生産性の向上にも配慮した材料、資機材及び施工方法の開発及び普及を促進するものとする。

5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(第14条関係)

国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識の啓発を図るため、建設業者による建設工事従事者の従事する業務に関する安全又は衛生のための教育の適切な実施の促進、建設業者等による建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4 建設工事従事者安全健康確保推進会議（第15条関係）

1 政府は、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関（2において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、建設工事従事者安全健康確保推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し専門的知識を有する者によって構成する建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を設け、1の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

第5 施行期日（附則関係）

この法律は公布の日から起算して3月を経過した日（平成29年3月16日）から施行すること。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

建設業労働災害防止協会 会長 殿

基安発0992第2号 平成29年9月22日
厚生労働省労働基準局 安全衛生部長

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

労働災害による休業4日以上死傷者数は、昨年は前年より増加し、平成29年も減少傾向がみられず、また、死亡者数は、昨年は2年連続で過去最少となったものの、平成29年は対前年比で9.6%（8月末現在）の増加となっており、極めて憂慮すべき事態です。

このため、別添のとおり、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請をいたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

■ 職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請 ■

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきており、特に死亡者数は、昨年は2年連続で過去最少となりました。しかしながら、休業4日以上死傷者数は、昨年は前年より増加し、平成29年も減少傾向がみられない状況です。また、平成29年は死亡災害が夏場に急増し、対前年比で9.6%（8月末現在）の増加となっております。この傾向が続けば、死傷災害、死亡災害ともに前年に比べ増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

特に、8月単月では、死亡災害は、前年同月比57.1%の大幅な増加となっており、ここ最近発生した死亡災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことによるものが多数見られ、企業の景況感が改善する中、人手不足が顕在化し、安全衛生管理体制がおろそかになっ

ている状況が懸念されます。

一方、第12次労働災害防止計画では、死亡災害、死傷災害ともに平成24年比で平成29年までに15%以上減少させることを目標としていますが、平成29年度が最終年度であり、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

緊急要請のポイント

労働災害防止団体、関係事業者団体（約250団体）に対して、厚生労働省労働基準局安全衛生部長名で緊急要請を行います。

(1) 産業界全体に対する企業の安全衛生活動の総点検などの要請

労使・関係者が一体となって、基本的な安全管理の取組をはじめとする以下の労働災害防止活動の徹底を要請。

- 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること

- 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

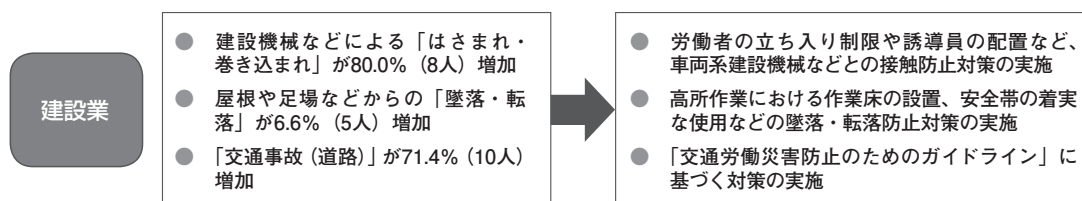
(2) 死亡者数が増加している業種での取組のポイントを明示

特に死亡者数が増加している業種（建設業、陸上貨物運送事業、林業、製造業）での労働災害防止のための取組のポイントは以下のとおり。（建設業以外・略）

（建設業）

- 労働者の立ち入り制限や誘導員の配置など、車両系建設機械などとの接触防止対策の実施
- 高所作業における作業床の設置、安全帯の着実な使用などの墜落・転落防止対策の実施
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

＜死亡災害が増加している業種での取組のポイント＞



墜落・転落災害防止対策強化キャンペーンの実施について（要請）

建設業労働災害防止協会 会長 殿

基発1107第5号 平成29年11月7日

厚生労働省労働基準局長

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年9月末時点の建設業における労働災害による死亡者数は212人で、前年同期と比べ20人（10.4%）の大幅な増加となっています。このうち、墜落・転落災害によるものは90人と、死亡災害全体の42.5%を占めており、建設業における労働災害の減少を図るためには、墜落・転落災害の防止対策の一層の推進が喫緊の課題となっています。

また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年法律第111号）に基づき本年6月に閣議決定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」においては、建設業における災害発生状況を踏まえ、「墜落・転落災害防止対策の充実強化」として、労働安全衛生規則に基づく措置の徹底を図るとともに、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」（平成27年5月20日付け基安発0520第1号の別紙）に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「よ

り安全な措置」等の一層の普及を図る旨が明記されたところであります。

このような状況を踏まえ、厚生労働省においては、墜落・転落災害の防止に向けた重点的な取組として、災害の多発が懸念される年末年始の2ヶ月間（平成29年12月1日から平成30年1月31日まで）、「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開することとしました。

つきましては、傘下の事業場に対し、別添のリーフレットを活用し、労働安全衛生法令の遵守徹底及び「より安全な措置」等の普及促進につき、改めて周知いただくとともに、墜落・転落災害の防止について自主的な取組を一層強化していただくようお願いいたします。

また、都道府県支部等において、年末年始の機会を捉えて建設現場に対しパトロールを実施する際は、都道府県労働局又は労働基準監督署と連携し、墜落・転落災害防止のための点検・対策を重点としたパトロールを実施いただきますようお願いいたします。

No more！ 墜落・転落災害@建設現場

「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」実施！

平成29年秋以降、建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加し、死亡災害のうち約45%が墜落・転落災害となっています。

厚生労働省では、災害の多い年末年始に取り組んでいた「年末・年始の無災害運動期間」に合わせて、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」

を展開します。

期間中、建設現場における墜落・転落防止対策に重点的に取り組めますので、各建設現場においても、元請・下請の皆さまが一丸となって、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう！

建設業における労働災害の発生状況

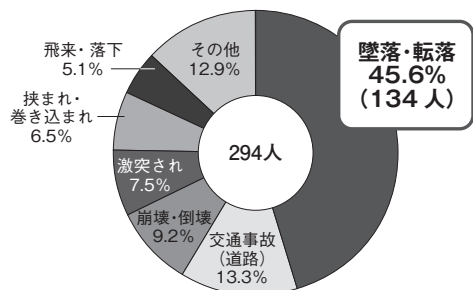


図1 死亡災害の事故の型別内訳 (平成28年)

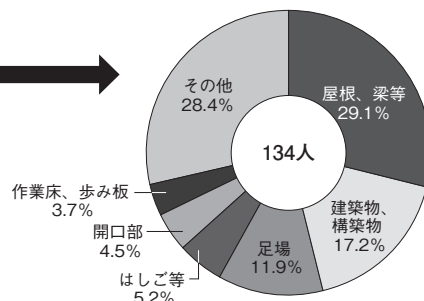


図2 墜落・転落災害の発生箇所 (平成28年)

墜落・転落災害防止の更なる取組を！！

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置(下記のa～iの基本事項)を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。本キャンペー

ンを契機として、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等も積極的に進めていきましょう。

建設現場では、a～iの実施事項(基本事項)を要確認

<input type="checkbox"/>	a. 作業床の設置	高さ2m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	b. 手すり等の設置	高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	c. 安全帯の使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させましょう。
<input type="checkbox"/>	d. 踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
<input type="checkbox"/>	e. 足場からの墜落防止措置	足場(一側足場を除く)には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
<input type="checkbox"/>	f. 足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	g. 作業主任者の選任	高さ5m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
<input type="checkbox"/>	h. 特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	i. 安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

それぞれの事項を確認して、にチェック!

本足場を設置していても「より安全な措置」等に取り組みましょう

安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。

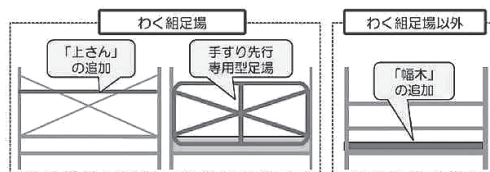
災害の例としては、①荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した、②筋交いの隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した、③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の3点を推奨しています。

1：上さん・幅木などの設置

- わく組足場の場合
 - ・法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
 - ・「手すり先行専用型足場」を設置すること。

- わく組足場以外の足場の場合
 - ・法定の措置に加え「幅木」を設置すること。



2：手すり先行工法、及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

「手すり先行工法等に関するガイドライン」*に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

*厚生労働省のホームページに掲載。

3：足場等の安全点検の確実な実施

足場の組立て・変更時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリスト*に基づいて行うこと。 *厚生労働省ホームページに掲載。